

平成 28 年 11 月 7 日

文部科学省ナノテクノロジープラットフォーム  
「熊本地震発生にともなう緊急支援」に伴う旅費取扱について

国立研究開発法人 物質・材料研究機構  
ナノテクノロジープラットフォームセンター

熊本地震に伴う緊急支援として、従来利用料を免除（支援）してきましたが、今後年度内については、旅費（交通費、宿泊費）も支援の対象とします。なお、この旅費支援は、申請者が実施機関訪問に必要となる経費を、国立研究開発法人物質・材料研究機構（NIMS）の規定に基づき支払うものです。下記、①～③の手順に従ってください。

① 旅費申請

「熊本地震緊急支援申込書」にて、利用の 14 日前までに申請してください。交通費が発生する起点から終点まで、なるべく詳細に記入してください。実施に必要な同行者の旅費も支援します。費用節減のため、実施機関付設宿泊施設等があれば利用お願いします。

② 債主登録

旅費を使った本人の口座へ、NIMS が直接振り込みますので、お送りする債主登録様式へ全員分の口座を記入し 3 日以内にメールでご返送下さい。

③ 旅費申告（完了報告）

事前に旅費の申告シート（ルート案記入済）をお送りしますので、実施機関への訪問完了後、原則 3 日以内に旅費の申告シート右側の「実施機関訪問計画完了報告」欄に報告日、該当箇所に○を記入し提出下さい。月次処理のため、複数回（複数月）の利用の場合、月毎の「旅費申告」が必要です。

【注意事項】

- ・旅費申告（完了報告）が翌月まで遅延した場合、お支払出来ない場合もありますので、ご注意ください。特に、月末利用完了のケースは即日申告が必要です。
- ・航空機、高速バス、パック商品利用等においては領収書が必要です。
- ・申告経路に基づき支払手続きを進めますが、そのルートが不適切と判断される場合、他の合理的な経路で交通費等を見直す場合がありますので、ご了承ください。
- ・予算限度額に達する等の理由に抛り、年度内であっても支援を中止することがあります。12 月実施予定の見込み調査にご協力をお願いします。